

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
○高知県収入証紙売りさばき所の名称の変更の承認（会計管理課）	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	1
○開発行為に関する工事の完了（ ）	1
高知県公営企業局告示	
◎高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3

規 則

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年4月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県肥料取締法施行細則（昭和25年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「動物由来たん白質（）」を「動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第17号）による改正前の）」に改め、同表6の項中「肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字天神	乙2695番4	6.00	75.30	

高知県告示第245号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の名称の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2-24
株式会社高知銀行
代表取締役 森下 勝彦
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 宿毛市宿毛5376-2
株式会社高知銀行宿毛西支店
(変更後) 宿毛市宿毛5376-2
株式会社高知銀行宿毛支店
- 変更承認年月日
平成27年2月5日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任) 理事	下司 雅英	南国市久枝 54
〃	浜田 正博	〃 〃 112
〃	本吉 茂	〃 〃 386-1
〃	中村 邦教	〃 〃 45

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

〃	松下 広志	〃 〃 474
〃	常德 一義	〃 下島丙101-7
〃	吉井 正雄	〃 下島 796
〃	北村 光明	〃 前浜 84-1
〃	山本 洋人	〃 久枝 144
監事	山北 泰司	〃 〃 201-2
〃	池本 司	〃 〃 89
(就任) 理事	下司 雅英	南国市久枝 54
〃	浜田 正博	〃 〃 112
〃	本吉 茂	〃 〃 386-1
〃	中村 邦教	〃 〃 45
〃	松下 広志	〃 〃 474
〃	常德 一義	〃 下島丙101-7
〃	吉井 正雄	〃 下島 796
〃	北村 光明	〃 久枝乙328
〃	山本 洋人	〃 久枝 144
監事	山北 泰司	〃 〃 201-2
〃	池本 司	〃 〃 89

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四万十町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成27年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
窪川都市計画ごみ焼却場
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年1月13日 26高都計第505号	南国市篠原字吉永 1817番1、1817番3	東京都千代田区二 番町8番地8 株式会社セブナー

		イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一
--	--	--------------------------

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年4月28日

高知県公営企業局長 門田 純一

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年4月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日

- ア 新規取得講習
平成27年7月7日（火）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
- イ 追加取得講習
平成27年7月13日（月）から同月15日までの3日間
- (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
(1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

- (1) 受講希望の事前申込方法
ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
ア 平成27年6月8日（月）及び9日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成27年6月10日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
平成27年6月15日（月）から同月17日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

<p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係</p> <p>高知県公安委員会告示第8号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 平成27年4月28日 高知県公安委員会委員長 織田 英正</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 1級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成27年7月30日（木）午前9時 (2) 検定の実施場所</p>	<p>高知県春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 雑踏の整理に関すること。 エ 雑踏警備業務の管理に関すること。 オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 雑踏の整理に関すること。 イ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 平成27年6月22日（月）から同月26日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 雨着（雨天時に使用する。） オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係</p>
--	--	--